

資料 1

白鷹町文化交流センター
指定管理者募集要項

令和 7 年 12 月
白鷹町

目次

1 指定管理者募集の趣旨	1
2 施設の概要	
(1) 施設の名称	1
(2) 所在地	1
(3) 概要	1
(4) 設置目的	1
(5) 交流センターの事業概要	2
3 応募資格等	2
(1) 応募資格	2
(2) 応募資格の留意事項	2
4 申請の手続き	3
(1) 提出書類	3
(2) 提出部数	3
(3) 提出方法	3
(4) 提出期限	3
(5) 申請に当たっての留意事項	3
5 募集要項、仕様書の配布等	4
(1) 募集要項、仕様書の配布	4
(2) 公募説明会及び施設見学会	4
(3) 設計図書等の閲覧	4
(4) 質疑事項	4
6 指定管理者の候補の選定	5
(1) 審査基準	5
(2) 審査の項目	5
(3) 選定方法	5
(4) 審査結果等の通知及び公表	5
7 選定対象の除外	6
8 管理の基準	6
(1) 法規の遵守	6
(2) 施設・設備等の適正管理	6
(3) 個人情報の適正管理	6
9 指定管理者が行う業務	6
10 経費に関する事項	6
11 利用料金に関する事項	7
12 指定期間	7
13 指定管理者と町との業務役割分担	7
14 指定管理者の指定及び協定の締結等	8
(1) 指定管理者の指定	8

(2) 協定の締結	8
(3) 事務の引継ぎ	8
15 指定管理者の履行責任に関する事項	8
16 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	8
17 留意事項	9
18 スケジュール	10
19 問い合わせ先（質問表等提出先）	10
 別紙1 施設・設備の修繕等の実施区分	11
様式第1号 指定管理者の指定申請書	12
様式第2号 白鷹町文化交流センターの指定管理者の指定申請に係る申立書	13
様式第3号 白鷹町文化交流センターの管理運営に関する事業計画書	14
様式第4号 白鷹町文化交流センターの管理運営に関する収支予算書	24
様式第5号 白鷹町文化交流センター指定管理者募集要項及び仕様書に関する質問票	26
様式第6号 白鷹町文化交流センター指定管理者公募説明会・施設見学会参加申込書	27

1 指定管理者募集の趣旨

公の施設の管理については、平成 15 年 6 月の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）改正により、効果的・効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的に、「指定管理者制度」が創設されました。

白鷹町では、平成 23 年 4 月から公の施設である白鷹町文化交流センター（以下「交流センター」という。）について指定管理者制度を導入し、創意工夫ある提案を募集し、受託者を決定し、設置目的達成するため管理運営してきました。5 年間の指定期間が今年度で終了するため、次の指定期間の指定管理者を募集し、決定いたします。

2 施設の概要

(1) 施設の名称 白鷹町文化交流センター [愛称：あゆ一む(A Y u : M)]

(2) 所 在 地 白鷹町大字鮎貝 7331 番地

(3) 概 要

敷 地 面 積	23,346 m ²
建 築 面 積	1,963 m ²
延 床 面 積	1,820 m ²
用 途 地 域	第一種住居地域
構造及び施設内 容	地上一階建て
ロビー・文化伝承 ゾーン 〔木造〕	文化伝承室 1 (43 m ²)、文化伝承室 2 (43 m ²)、文化伝承室 3 (43 m ²)、ミーティング室(20 m ²)、事務室(25 m ²)、サポートコーナー(13 m ²)、交流回廊(236 m ²)、ロビー(136 m ²)、ほか倉庫 1、2、3、男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレ、パントリー、風除室など
ギャラリーゾーン 〔鉄筋コンクリー ト造、一部鉄骨・ 木造〕	ギャラリー 1 (131 m ²)、ギャラリー 2 (70 m ²)、ギャラリー前室(53 m ²)、収蔵庫(57 m ²)、収蔵庫前室(13 m ²) ほか荷解スペース、搬出入ヤード、消化ガス室、空調機械室など
多目的交流(ホー ル)ゾーン 〔鉄筋コンクリー ト造及び鉄骨造〕	ホール (客席 125 m ² [木製置き椅子 200 席]、舞台 66 m ²)、楽屋 1 (25 m ²)、楽屋 2 (17 m ²)、楽屋ロビー(17 m ²)、調整室(8 m ²)、ピアノ庫(13 m ²)、ほか倉庫 1、2、3、前室、湯沸し室、男子トイレ、女子トイレ、空調機械室など
屋外交流広場	駐車場 140 台、芝生広場、築山、屋外トイレなど
開 館	平成 21 年 10 月 4 日
管理運営	平成 23 年 4 月より指定管理者制度により管理

(4) 設置目的

「文化・交流・人づくり」をテーマに、町民自らが担い手となり創造的で多様な芸術文化活動を促進し、文化の振興と賑わいの創出及び地域間交流を図る拠点として位置付けています。

(5) 交流センターの事業概要

- ア 設置目的を達成するために行う自主事業計画及び実施に関すること
- イ 交流センターの利用許可及びその取り消しに関すること
- ウ 施設及び設備の維持管理に関すること
- エ その他設置目的を達成するために必要な事業

3 応募資格等

(1) 応募資格

指定管理者に応募しようとする者は、次のア～カまでの全ての用件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）である必要があります。

- ア 山形県内に本社又は主たる事務所を置く法人等であること。
- イ 当該法人等（法人以外の団体にあっては、当該団体の代表者）が、法律行為を行う能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- ウ 本町における一般競争入札等の参加を制限されていない法人等であること。（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同条を準用する場合を含む。）
- エ 白鷹町から指定の取消を受けたことのない法人等であること。（法第 244 条の 2 第 11 項）
- オ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）、又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者がない法人等
- カ 国税及び地方税の滞納がない法人等
- キ 白鷹町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第 3 条第 7 号（暴力団員等）に該当しない法人等であること。
- ク 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更正又は再生手続きを行っていない法人等であること。

(2) 応募資格の留意事項

- ア 法人等は、株式会社、任意団体等組織の形態を問いませんが、個人での応募はできません。
- イ 交流センターの管理運営のため、新たに法人等を設立する場合は、その法人等で応募してください。応募時点で設立していないとも応募できるものとしますが、白鷹町議会における指定管理者の指定の議決（令和 8 年 3 月予定）までに、法人登記簿謄本を提出してください。
- ウ 単独で応募する法人等は、グループ応募の構成員となることはできません。又、複数のグループにおいて同時に構成員になることはできません。
- エ 応募 1 団体（グループ）につき、提案は一案とします。

4 申請の手続き

申請を希望する法人等は、下記に掲げる書類を提出してください。なお、必要と認められる場合は、追加資料の提出を求めることができます。応募書類の規格はA4タテ、フォント10.5ポイント以上とします。

(1) 提出書類

- ア 指定管理者の指定申請書（別記様式第1号）
- イ 法人登記簿の謄本（申請書を提出する日前3か月以内に取得したもの）
- ウ 団体の定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- エ 代表者の身分証明書（非法人の場合）
- オ 申請資格に関する申立書（別記様式第2号）
- カ 国税及び地方税の納税証明書（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの。）
または納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（別記様式第2号）
- キ 白鷹町文化交流センターの管理運営に関する事業計画書（別記様式第3号）
- ク 白鷹町文化交流センターの管理運営に関する収支予算書（別記様式第4号）
- ケ 前事業年度の事業報告書、収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）
- コ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）
- サ 現事業年度の事業計画書及び収支予算書（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ）
- シ 団体の役員の名簿及び略歴を記載した書類
- ス 法人等の組織図や業務執行体制がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類
- セ 印鑑証明書（提出日において発行から3ヶ月以内のもの）

(2) 提出部数

正本1部及び副本1部

(3) 提出方法及び場所

持参（期日厳守） 白鷹町教育委員会

(4) 提出期限

令和7年12月26日(金)から令和8年1月26日(月)の午前9時00分～午後5時00分まで

(5) 申請に当たっての留意事項

- ア 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とします。
- イ 提出された書類は返却しません。また、提出された書類は、情報公開の請求により開示することができます。
- ウ 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、町は、指定管理者の決定の公表等必要な場合は、事業計画書の内容を無償で利用できるものとします。
- エ 管理運営業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせる事業計画内容の申請はできません。
- オ 提出書類が不足している場合は、申請を受け付けない場合があります。

- カ 必要に応じて追加資料の提出を依頼することがあります。
- キ 提出期限後に、提出書類の記載内容の変更（軽微なものを除く。）及び再提出はできません。

5 募集要項、仕様書の配布等

(1) 募集要項、仕様書の配布

- ア 配布期間 令和7年12月26日(金)から令和8年1月26日(月)まで(土日祝祭日、年末年始閉庁期間を除く。)。ただし、白鷹町のホームページからダウンロードが可能です。
- イ 配布時間 午前9時00分から午後5時00分まで
- ウ 配布場所 白鷹町教育委員会 生涯学習・文化振興係

(2) 公募説明会及び施設見学会

当施設の管理運営の経験がない団体は、公募説明会に出席をお願いいたします。

- ア 日時 令和8年1月21日(水)午後1時30分から
- イ 場所 白鷹町文化交流センター文化伝承室
- ウ 内容 施設の概要、申請関係書類、業務内容等説明、交流センターの施設見学
- エ 申込 白鷹町教育委員会へ令和8年1月19日(月)正午まで、「白鷹町文化交流センター指定管理者公募説明会・現地説明会参加申込書」(様式第6号)によりお申し込みください。

* 説明会・見学会への参加者は、各団体3名以内とします。

(3) 設計図書等の閲覧

交流センターの施設設計図書を閲覧することができます。希望される団体は、閲覧を希望する日の前日までにお申し込みください。

- ア 閲覧場所 白鷹町教育委員会
- イ 閲覧期間 令和7年12月26日(金)～令和8年1月26日(月)(土日祝祭日、年末年始閉庁期間を除く。)
- ウ 受付時間 午前9時00分から午後5時00分

(4) 質疑事項

募集要項及び仕様書についての質問は次のとおり取り扱います。

- ア 受付期間 令和7年12月26日(金)～令和8年1月21日(水)まで
- イ 受付方法 「白鷹町文化交流センター指定管理者募集要項及び仕様書に関する質問票」(様式第5号)に必要事項を記載のうえ、持参するか、郵送、電子メール又はファクシミリで送付してください。

【メールアドレス】kyouiku@so.town.shirataka.yamagata.jp

【ファクシミリ】0238-85-2183

- ウ 回答方法 質問に対する回答は、白鷹町ホームページに公表するとともに、応募予定者全員に送付いたします。なお、質問者は公表しません。

公表日 令和8年1月22日(木)

- * 募集要項及び仕様書の内容に関する質問及びその回答は、その後における提案内容の審査事項に反映されるものとなることから、来訪による口頭又は電話による質問に対する回答は原則として行いませんのでご了承ください。また、質問内容が不明瞭なものについては、回答しないことがあります。

6 指定管理者の候補の選定

(1) 審査基準

- ア 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用及び利用者に対するサービスの向上が図られるものであること。
- イ 事業計画書の内容が、交流センターの施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ウ 施設の適切な維持管理を図ることができるものであること。また、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- エ 当該法人等が、事業計画書に沿った管理を安定して行う人員及び財政的基礎その他の経営規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

(2) 審査の項目

- ア 運営の基本方針
- イ 経営基盤・実績
- ウ 施設運営の理念・意欲
- エ サービス提供体制
- オ 自主企画事業等の内容
- カ 危機管理体制
- など

(3) 選定方法

ア 指定管理者の選定

規則第5条により設置される「白鷹町公の施設の指定管理者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置します。

イ 資格審査及び書類審査

候補者の選定に当たっては、提出書類により応募資格及び提案内容等の書類審査を行います。

ウ プrezentation実施通知

資格審査及び書類審査に適合していると判断した団体を対象に、必要に応じてプレゼンテーション（提案説明）を実施します。プレゼンテーションは2月3日(火)に開催する予定です。出席をお願いする応募者には、詳細が決定し次第連絡いたします。

(4) 審査結果等の通知及び公表

選定委員会の審査の結果は、申請者に対して書面で通知するとともに、ホームページへの掲載等により公表します。町長は、選定委員会の意見を聴き、指定管理者の候補を決定するものとします。なお、審査結果第1位順位の申請者が指定管理者の候補者として白鷹町と協定の締結について協議することとなりますが、協議の結果協定締結の合意に達しなかった場合又は指定後に第1位順位者が取消しとなった場合に、第2位順位者と協議を行う場合があります。また、施設管理の内容に適合した履行を確保するため、評価項目の合計点の100分の60を基準評価値と設定し、当該基準評価値に満たない場合は、「候補者なし」とします。

7 選定対象の除外

申請者が次の用件に該当する場合は選定対象から除外します。

- (1) 複数の事業計画書を提出した場合
- (2) 白鷹町公の施設に係る指定管理者選定委員会の委員に個別に接触した場合
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (4) 申請書受付期間内に所定の提出書類が整わなかった場合
- (5) 申請書提出後に事業計画の内容を変更した場合
- (6) その他の不正な行為があった場合 など

8 管理の基準

指定管理者は、次の基準に従い交流センターの管理運営業務を実施するものとします。

なお、管理の基準の細目は、仕様書及び町と指定管理者が締結する協定等で定めるものとします。

(1) 法規の遵守

地方自治法や労働関係法令、白鷹町文化交流センターの設置及び管理に関する条例や個人情報保護条例など、業務の実施にあたっては、関連する法規を遵守して適性に実施すること。

(2) 施設・設備等の適正管理

業務の実施にあたっては、来館者が快適に施設・設備を利用できるよう、適切な維持管理を行うこと。なお、施設・設備の修繕等の実施区分については、別紙1「施設・設備の修繕等の実施区分」を参照してください。

(3) 個人情報の適正管理

「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月法律第57号) や「白鷹町情報公開及び個人情報保護条例」(平成15年白鷹町条例第28号) を遵守し、業務を通じて取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

9 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は次のとおりです。詳細は、「白鷹町文化交流センター指定管理者の管理運営に関する仕様書」(以下「仕様書」という。) によります。

- (1) 交流センターの設置目的を達成するための事業計画及び実施に関する業務
- (2) 利用の許可及び取消しに関する業務
- (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他交流センターの管理運営に関して町長が必要と認める業務

10 経費に関する事項

文化交流センターでは、利用料金制度を導入するため、指定管理者は白鷹町が支払う施設運営に要する経費(以下「指定管理料」という。)のほか、使用者が支払う利用料金、ギャラリーの観覧料のほか、自ら企画・実施する各事業の収入等を自らの収入とすることが出来ます。指定管理料(一般管理費(人件費10%)及び消費税等を含む)は、会計年度ごとに、年度協定書で定めるものとします。

指定管理料については、これまでの実績等を基にして、年間の管理運営費から利用料金・観覧料の見込み額を差し引いて下記の上限額を設定していますので、「白鷹町文化交流センターの管理運営に関する収支予算書」（様式第3号）の「町指定管理料額」の欄を記載するうえで参考にしてください。

○指定管理料基準額 年額40,000千円以内（消費税等を含む）

指定期間（5年）における総額200,000千円以内

*ただし、自主事業に係る費用（年額5,000千円）を含みます。

なお、指定管理料の額は、白鷹町議会での議決により確定するものです。

1.1 利用料金に関する事項

利用料金については、条例で定める範囲内で指定管理者が町長の承認を得て定めることとします。指定管理者は利用料を自己の収入として收受します。

利用料金の減免については、指定管理者が町長の承認をうけて基準を定めることとしていますが、令和7年12月1日現在の減免基準は次のようになっています。

- ① 町の機関及び町内の保育園、小学校、中学校が使用する場合又は当該施設の管理団体が使用する場合……全額免除
- ② その他町長が特に必要と認めるときは、減免することができる。

1.2 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を予定しています。

1.3 指定管理者と町との業務役割分担

指定管理者と町との役割分担は、原則として次のとおりとします。

項目	指定管理者	町
①施設（建物、設備等）の保守点検	○	
②施設の維持管理（清掃含む）	○	
③安全衛生管理	○	
④業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報漏えい等による利用者等への対応	○	
⑤事故、火災による施設損傷の回復	○ (自己の責に帰すべき事由による場合)	○ (その他)
⑥施設利用者の被災に対する責任	○ (自己の責に帰すべき事由による場合)	○ (その他)
⑦施設の火災共済保険等の加入	○ (動産等)	○
⑧包括的な管理責任	○ (自己の責に帰すべき事由による場合)	○ (その他)

*その他指定管理者の役割

- 指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、交流センターを常に良好な状態に管理する義務があります。
- 指定管理者は、施設利用者の被災に関し、現場で対応する責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合には、迅速かつ適切に対応し、速やかに町に報告する義務があります。

1 4 指定管理者の指定及び協定の締結等

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、白鷹町議会の議決が必要です。指定管理者の候補者として選定した法人等（以下「選定事業者」という。）を令和8年白鷹町議会3月定例会へ上程し、議決されれば、指定管理者の指定となります。

なお、議会の議決が得られなかった場合においても、選定事業者が交流センターの管理運営の準備のために支出した費用等については、町は一切補償しません。

(2) 協定の締結

白鷹町と指定管理者は、協議の上、交流センターの管理運営に関する協定を締結します。

(3) 事務の引継ぎ

指定期間の始期から円滑かつ支障なく指定管理業務が実施できるよう、事務の引継ぎを行うものとします。（詳細は、別途協議します。）

1 5 指定管理者の履行責任に関する事項

- (1) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに白鷹町に報告しなければなりません。
- (2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに白鷹町に報告しなければなりません。
- (3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、仕様書及び協定で定めます。

1 6 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により交流センターの管理運営が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、白鷹町は、指定管理者に対してその改善を勧告し、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができるものとします。
- (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、白鷹町は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとします。
- (3) (1)又は(2)より、指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、白鷹町に生じた損害を賠償しなければなりません。
- (4) 不可抗力その他白鷹町又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、白鷹町と指定管理者は、事業継続の可否について協議するものとします。

(5) 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定めるものとします。

1.7 留意事項

- (1) 選定事業者が、正当な理由なくして協定等の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても指定しないことがあります。
- (2) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しない場合があります。
 - ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。
 - イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (3) 指定管理者が業務上作成し、又は取得した文書等は、「白鷹町文書管理規程」（平成11年訓令第1号）を参考に、適切に管理・保存しなければなりません。
- (4) 指定管理者が業務上作成し、又は取得した文書等で、指定管理業務に従事している者が組織的に使用するものとして保有しているものは、指定管理者が情報公開に関する規定を策定し、次の情報に該当する場合を除き、原則として公開するものとします。
 - ア 個人に関する情報
 - 公開することにより、個人の権利利益を侵害するおそれのある情報
 - イ 法人等に関する情報
 - 公開することにより、法人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を侵害するおそれのある情報
 - ウ 公共の安全、秩序の維持情報
 - 公開することにより、人の生命、身体、財産などの保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報
 - エ その他
 - 公開すると事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれのある情報
- (5) 指定管理業務の実施にあたっては、省エネルギーを徹底し廃棄物の発生を抑制するとともに、リサイクルの推進や適正処理に努めるものとします。また、環境負荷の低減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）に努めるものとします。

18 スケジュール

公募から指定管理業務開始までのスケジュールは次のとおりです。

時 期	内 容
令和7年12月26日（金）	募集要項・仕様書配布開始 質問事項受付開始 設計図書等の閲覧開始 申請書の受付開始
令和8年 1月21日（水）	公募説明会・施設見学会
令和8年 1月21日（水）	質問事項受付締切
令和8年 1月22日（木）	質問事項に対する回答公表
令和8年 1月26日（月）	設計図書等の閲覧終了 申請書の受付締切
令和8年 2月 3日（火）[予定]	選定委員会（プレゼンテーション）
令和8年 2月	選定結果の通知（候補者の決定）
令和8年 3月	指定管理者指定の議会議決（指定の通知）
令和8年 3月	指定管理者と協定の締結
令和8年 2月～3月	指定管理者による管理代行の準備期間
令和8年 4月 1日	指定管理者による管理開始

19 問い合わせ先（質問票等提出先）

白鷹町教育委員会 生涯学習・文化振興係

〒992-0831

山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲 833

電話 0238-85-6146（直通） F A X 0238-85-2183

E-mail : kyouiku@so.town.shirataka.yamagata.jp

別紙 1

施設・設備の修繕等の実施区分

区分	項目	内容	実施区分		実施区分の考え方
			町	指	
建物	改築又は大規模修繕	躯体、基礎軸組、鉄筋部分等の取替え	<input checked="" type="radio"/>		現在、施設の改築又は大規模修繕の計画はなし。建築基準法施行令第1条に規定する「構造耐力上主要な部分」については、所有者である町が必要に応じて実施する。
	上記以外の改築、改装			<input checked="" type="radio"/>	実施にあたっては町と協議。なお、改築等をした部分について、将来にわたって権利を主張しないことが条件。
	見積額 50万円未満の修繕			<input checked="" type="radio"/>	本来の効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、指定管理者が実施する。
機械装置	新設等				基本的に機械装置の新設は予定していない。(協議事項)
	見積額 50万円以上の修繕		<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	指定管理者の責に帰する場合は指定管理者とし、それ以外の場合は町。
	見積額 50万円未満の修繕			<input checked="" type="radio"/>	本来の効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、指定管理者が実施する。
工具器具備品	購入			<input checked="" type="radio"/>	指定管理者が指定管理料で購入（最終的には町の備品として管理）
	修繕			<input checked="" type="radio"/>	本来の効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、指定管理者が実施する。
基本的な考え方					
<p>1 あらかじめ町と協議するが、原則として、本来の効用持続年数を維持するために必要な維持修繕（見積額 50万円未満のもの）は、施設の管理に付随するものであるため指定管理者が実施し、それ以外は、指定管理者の責に帰さない場合町が実施する。</p> <p>2 指定管理者は、建物の改築又は修繕、機械装置の新設又は修繕及び備品の購入にあたっては、あらかじめ町と協議し、承認を受けなければならない。</p>					